資料No.１

糸魚川市定員適正化計画（案）

平成 24 年度～平成 28 年度

※総合計画、行政改革大綱・実施計画と計画期間を合わせることとしますが、定年延長等の課題があり、計画期間中に見直しが必要となる可能性があります。

平成 24 年**月

糸　魚　川　市

１　計画策定の趣旨

行政改革の一環として、具体的な市職員の定員（目標）を定め、実行することにより、定員の適正化を図ります。

２　計画の期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

なお、職員数の目標については、平成 29 年４月１日とします。

３　定員管理の経過

(1) 平成 16 年度まで（合併前）

合併前の糸魚川市、能生町、青海町及び糸魚川地域広域行政組合においては、それぞれ定員管理の適正化に努めていましたが、合併後を想定して各団体の職員数を合計すると、地方公共団体定員管理調査における同規模の類似団体と比較して、職員数が超過している状況にありました。

合併協議を踏まえ、平成 16 年５月に策定した「新市建設計画」の財政計画において、一般職の職員については、合併後 10 年間で 100 人（平成 14 年度対比）の削減を見込みました。なお、上記の 100 人については、地方公共団体定員管理調査における類似団体との比較が根拠となっていました。

(2) 平成 17 年度以降（合併後）

合併直後の平成 17 年度の地方公共団体定員管理調査においては、普通会計職員ベースで、職員数が 84 人超過（同調査修正値）という状況にありました。

このような中で策定した「定員適正化計画」において、合併 10 年後の平成 27 年度当初の職員数を 577 人と定め、類似団体と同程度の職員数を目指しました。

計画に沿って、退職者の一部不補充などの手法により、職員の削減を進めてきた結果、平成 23 年度当初の職員数は 573 人となり、４年前倒しで目標を達成しました。

(3) 現状と課題

目標を前倒しで達成したとはいえ、人口の減少に加えて、景気の回復による財政状況の好転への期待は薄く、これまで以上に厳しい行財政運営が求められています。

また、市の施策、事業を取り巻く環境や行政需要の動向を見据えながら、合併の趣旨も踏まえ、より簡素で効率的な組織運営に取り組んでいく必要があります。

【部門別職員数の推移】

		職員数（人）								H16→H23	
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	削減数	削減率
福祉行政を除く一般行政	議会	8	0	6	6	6	6	6	5	▲ 3	▲37.5%
	総務	122	163	141	142	131	120	112	107	▲ 15	▲12.3%
	税務	27	24	25	23	22	24	22	21	▲ 6	▲22.2%
	労働	1	0	0	0	0	0	0	0	▲ 1	皆減
	農林水産	40	25	29	29	28	28	27	27	▲ 13	▲32.5%
	商工	21	12	14	15	19	17	23	21	0	0.0%
	土木	60	57	50	50	48	46	45	45	▲ 15	▲25.0%
	小計	279	281	265	265	254	241	235	226	▲ 53	▲19.0%
福祉関係	民生	90	78	77	73	72	72	70	69	▲ 21	▲23.3%
	衛生	43	38	41	38	39	41	43	43	0	0.0%
	小計	133	116	118	111	111	113	113	112	▲ 21	▲15.8%
一般行政計		412	397	383	376	365	354	348	338	▲ 74	▲18.0%
特別行政	教育	103	104	99	98	91	86	85	82	▲ 21	▲20.4%
	消防	89	88	89	89	88	86	84	84	▲ 5	▲ 5.6%
	小計	192	192	188	187	179	172	169	166	▲ 26	▲13.5%
普通会計計		604	589	571	563	544	526	517	504	▲100	▲16.6%
公営企業等	病院	5	5	5	5	4	4	4	4	▲ 1	▲20.0%
	水道	21	20	21	20	19	19	19	19	▲ 2	▲ 9.5%
	下水道	17	11	17	17	16	16	14	15	▲ 2	▲11.8%
	その他	37	37	34	36	32	31	31	31	▲ 6	▲16.2%
	小計	80	73	77	78	71	70	68	69	▲ 11	▲13.8%
合計		684	662	648	641	615	596	585	573	▲111	▲16.2%

※各年度の職員数は、４月１日現在です。
※平成16年度は、糸魚川市、能生町、青海町及び糸魚川地域広域行政組合の職員数の合計です。
※常勤的非常勤職員及び教育長を除いているため、定員管理調査とは一致しません。（以下同じ）

【職種別職員数の推移】

	職員数（人）								H16→H23	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	削減数	削減率
技術職	86	82	80	79	72	66	67	66	▲ 20	▲23.3%
保健師･看護師等	25	23	22	23	22	22	21	22	▲ 3	▲12.0%
保育士･幼稚園教諭	53	52	51	51	46	45	47	46	▲ 7	▲13.2%
消防職	89	88	89	89	88	86	84	84	▲ 5	▲ 5.6%
技能労務職	44	42	40	36	32	28	27	26	▲ 18	▲40.9%
一般事務職･上記以外	387	375	366	363	355	349	339	329	▲ 58	▲15.0%
合計	684	662	648	641	615	596	585	573	▲111	▲16.2%

※注意書きについては、上記「部門別職員数の推移」と同様です。

４　職員数の比較と現状分析

(1) 類似団体別職員数の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

類似団体別職員数の状況（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室編）は、すべての市区町村を対象に、その人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の２つの要素を基準として、いくつかのグループに分け、職員数の比較をするものですが、面積については考慮されない指標です。

本市の類似団体は、全国で 89 団体（本市を含む一般市）となっていますが、他の市区町村との比較を行う観点から、実施している事業にばらつきがある特別行政（教育、消防）及び公営企業等会計部門（病院、ガス事業等）を除いて比較した場合は、修正値及び単純値ともに、本市の職員数は平均を下回っています。

【類似団体との部門別職員数の比較】（普通会計職員／修正値・単純値）

		職員数（人）					
		修正値	糸魚川市	超過数	単純値	糸魚川市	超過数
福祉行政を除く一般行政	議会	6	6	0	6	6	0
	総務	108	112	4	104	112	8
	税務	29	22	▲ 7	29	22	▲ 7
	労働	0	0	0	1	0	▲ 1
	農林水産	37	27	▲10	35	27	▲ 8
	商工	13	23	10	13	23	10
	土木	40	45	5	37	45	8
	小計	233	235	2	225	235	10
福祉関係	民生	99	70	▲29	90	70	▲20
	衛生	26	43	17	34	43	9
	小計	125	113	▲12	124	113	▲11
一般行政計		358	348	▲10	349	348	▲ 1
特別行政	教育	88	85	▲ 3	80	85	5
	消防	84	84	0	43	84	41
	小計	172	169	▲ 3	123	169	46
普通会計計		530	517	▲13	472	517	45

※修正値は、民間委託や共同処理等により、職員が配置されていない部門のある類似団体を除いた平均値です。

※単純値は、すべての類似団体の平均値です。消防等を一部事務組合で実施している団体も分母として含んだ数値となります。

※普通会計計とは、公営企業等（病院、ガス事業等）を除いた職員数の合計です。

本市の類似 89 団体は、人口５万人未満で、産業構造のⅡ次、Ⅲ次の計が 95%未満、かつⅢ次が 55%未満の市ですが、人口の平均値が 36,065 人（本市 48,426 人）、面積の平均値が 317.59 ㎢（本市 746.24 ㎢）であり、本市はいずれも大きく上回っている状況です。

そこで、類似団体中、本市の状況に近い団体のみを抽出し、比較した場合は、次のとおりとなります。

【人口４万人以上、面積 500 ㎢以上の市との部門別職員数の比較】（普通会計職員／修正値）

		糸魚川市 (H23)	職員数（人） ※平成 22 年度					
			糸魚川市	A 市	B 市	C 市	D 市	E 市
人口（人）		47,825	48,426	41,634	43,313	40,958	43,578	49,201
面積（㎢）		746.24	746.24	946.93	658.60	1,246.60	553.37	602.89
福祉行政を除く一般行政	議会	5	6	5	96	5	7	4
	総務	107	112	117		136	136	120
	税務	21	22	23		26	28	28
	労働	0	0	2	107	0	6	0
	農林水産	27	27	29		43	51	51
	商工	21	23	23		18	5	12
	土木	45	45	26		61	48	50
	小計	226	235	225	203	289	281	265
福祉関係	民生	69	70	123	118	128	90	138
	衛生	43	43	38		40	51	42
	小計	112	113	161	118	168	141	180
一般行政計		338	348	386	321	457	422	445
特別行政	教育	82	85	63	80	57	90	109
	消防	84	84	71	71	0	0	0
	小計	166	169	134	151	57	90	109
普通会計計		504	517	520	472	514	512	554

※消防は、一部事務組合となっている団体があるため、一般的な比較の指標としては、一般行政計が用いられます。

※普通会計計とは、公営企業等（病院、ガス事業等）を除いた職員数の合計です。

(2) 人口１万人あたり職員数（平成 22 年 4 月 1 日現在）

人口１万人あたりの職員数（一般行政）は 71.86 人（常勤的非常勤職員及び教育長を除く）で、類似 89 団体（一般市）中、少ない順から数えて 49 番目という状況です。最少は 40.99 人（人口 33,912 人、面積 54.61 ㎢の市）、最多は 113.94 人（人口 31,859 人、面積 429.19 ㎢の市）で、平均値は 72.08 人となっています。

本市は、人口及び面積が平均を大きく上回る中で、ほぼ中間に位置している状況です。

(3) 定員回帰指標による職員数の試算

これまでの定員管理における類似団体との比較においては、面積が考慮されておらず、指標として適切かどうかという課題がありました。

このような背景の中、住民にわかりやすく情報を開示する必要性が高まる中で、地方公共団体定員管理研究会において、「定員回帰指標」という新たな指標の情報提供がありました。

「定員回帰指標」は、人口と面積という客観的な指標により、適正な職員数を簡素に、わかりやすく算定できる指標となっています。

ただし、本指標については、取組が始まったばかりということもあり、現段階では十分な活用が図られておらず、内部資料としての利用にとどまっているようですが、適正な定員管理を推進し、あわせて、市民への説明責任を果たすために、活用を図っていきます。

定員回帰指標（普通会計）試算式

試算値 $= aX_1 + bX_2 + c$

（a：人口係数　X_1：人口（千人）　b：面積係数　X_2：面積（㎢）　c：一定値）

※５万人未満の市の面積は、500 ㎢を上限とする。

① 一般市合併団体（人口５万人未満）

$7.^{2} \times 47.^{825} + 0.^{34} \times 500 + 50 \fallingdotseq 564$ 人（H23 本市普通会計職員 504 人、60 人過少）

② 一般市非合併団体（人口５万人未満）

※本市規模の団体が合併しなかったという前提での試算

$6.^{5} \times 47.^{825} + 0.^{26} \times 500 + 50 \fallingdotseq 490$ 人（H23 本市普通会計職員 504 人、14 人超過）

本市については、上記①に該当し、現状の職員数は適正の範囲内となりますが、上記②の前提で試算した場合は、14 人超過という状況になります。

(4) 職員数に係るその他の要因

休職者、療養休暇や育児休業の取得者など、全職員が通年勤務できていない状況です。

また、「東日本大震災」などをはじめとする他市町村等からの職員派遣要請や、権限移譲など、新たな課題に応える必要もあり、組織及び人員については、柔軟な対応が求められます。

(5) 臨時職員の推移

退職職員を不補充とした場合であっても、保育士や調理員、管理員などは、配置が必要であるため、臨時職員を雇用し対応してきました。その状況については下記のとおりですが、職員定員とあわせて、適正管理に努めていきます。

【職種別臨時職員数の推移】

		臨時職員数（人）								
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	増減数
常勤的非常勤職員		15	14	12	12	12	12	12	11	▲ 4
社会保険加入職員	保健師･看護師等	4	5	5	4	5	5	8	7	3
	保育士･幼稚園教諭	62	60	58	54	60	68	75	92	30
	教育補助員･相談員	18	10	15	16	16	19	19	25	7
	公民館職員	21	21	20	21	20	20	20	20	▲ 1
	調理員･管理員等	45	44	45	42	47	52	59	61	16
	施設受付等職員	15	18	27	28	28	31	31	42	27
	守衛･保安等職員	5	5	5	5	5	5	7	9	4
	一般事務補助員等	51	6	11	7	10	4	11	16	▲ 35
	小　　計	221	169	186	177	191	204	230	272	51
合　　計		236	183	198	189	203	216	242	283	47

※各年度の職員数は、４月１日現在です。
※平成16年度は、糸魚川市、能生町、青海町及び糸魚川地域広域行政組合の職員数の合計です。
※旧能生町で任用し、身分を引き継いだ常勤的非常勤職員は、技能労務職に相当する職員に準じた接客員、調理員、管理員等であり、能生地域の権現荘、給食センター、学校に配置していますが、退職職員の不補充、社会保険加入臨時職員化の方針で進めています。
※施設受付等職員欄は、博物館、歴史民俗資料館、長者ヶ原考古館、市民会館、市民図書館、大野埋立地、権現荘等に勤務する職員です。
※守衛・保安等職員欄は、庁舎当直員、環境パトロールとして従事する職員です。
※社会保険加入者とは、常勤職員の１週間あたり勤務時間数の３／４以上の非常勤職員です。

【職員削減との比較】 ※H17→H23（合併後）の比較

	臨時職員数（人）			比較（人）	
	増減数	うちサービス拡充等	差引	職員削減	備考
保健師･看護師等	2	1	1	▲ 1	
保育士･幼稚園教諭	32	26	6	▲ 6	
教育補助員･相談員	15	15	0		
公民館職員	▲ 1	0	▲ 1		
調理員･管理員等	17	0	17	▲17	うち常勤的非常勤職員１人
施設受付等職員	24	20	4	▲ 4	うち常勤的非常勤職員２人
守衛･保安等職員	4	4	0		
一般事務補助員等	10	0	10	▲64	
合計	103	66	37	▲92	うち常勤的非常勤職員３人

※サービス拡充等とは、延長保育や障害時保育、環境パトロールの対応など、新たな事業展開等をカウントしたものです。（任用形態の変更等を含む）

○参　考

【職員削減との比較】 ※H16→H23（合併前を含む）の比較

	臨時職員数（人）			比較（人）	
	増減数	うちサービス拡充等	差引	職員削減	備考
保健師･看護師等	3	0	3	▲ 3	
保育士･幼稚園教諭	30	23	7	▲ 7	
教育補助員･相談員	7	7	0		
公民館職員	▲ 1	0	▲ 1		
調理員･管理員等	16	0	16	▲19	うち常勤的非常勤職員１人
施設受付等職員	27	22	5	▲ 5	うち常勤的非常勤職員３人
守衛･保安等職員	4	4	0		
一般事務補助員等	▲35	0	▲35	▲81	
合計	51	56	▲ 5	▲115	うち常勤的非常勤職員４人

５　定員管理の適正化

(1) 基本方針

市民と行政の責務を明確にした上で、効率的でわかりやすい行政組織を整備し、引き続き最少の経費で最大の効果を上げるため、定員管理の適正化を図るものとします。

また、職員数については、「定員回帰指標」を参考として、類似団体の動向も見ながら、超過傾向にある部門については、下記①から⑥を基本として、適正化に向けて取り組みます。

なお、本市においては、面積が広いという特殊事情がありますが、地域に密着した部門（消防）や、重点施策としている部門（教育：子ども一貫教育方針の推進、商工：ジオパークを核とした交流人口の拡大、衛生：健康づくりの推進）については、引き続き重点配置する計画です。

① 組織の合理化

部、課、係及び出先機関すべてについて見直しを行い、市を取り巻く環境の変化に機敏に対応し、必要に応じた組織・機構の見直しなどにより、市民にわかりやすいスリムな組織、市民要望等に迅速に対応できる組織を構築します。

② 事務・事業の整理

現在取り組んでいる事務事業評価の活用などにより、事務事業の再編、整理、廃止等を進め、さらなる事務事業のスリム化、効率化を進めます。

③ 職員の適正配置

人事考課制度、自己申告書などの活用により、職員の適性の把握に努めるとともに、業務量に応じた職員の適正配置を進めます。

④ 民間委託等の推進、指定管理者制度の活用

民間委託できる業務、指定管理者制度の活用が適当である施設等については、積極的に民間活力を活用し、効率的な施設運営等を推進します。

⑤ 臨時職員または派遣職員の活用等

定型的な業務など、正職員以外での対応が可能な業務を精査し、臨時職員または人材派遣職員等での対応を進めます。

⑥ 技能労務職員の管理

技能労務職員については、「糸魚川市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針（平成 20 年４月策定）」に基づき、職員数の定員管理の適正化と財政健全化の両面から、引き続き、退職者不補充、臨時職員化等を進めます。

６　定員適正化計画の目標値

(1) 方　針

平成 23 年度時点における各指標に基づく職員数については、概ね適正と考えられますが、人口減少（推計）に対応して、次のとおり職員数の努力目標値を定めます。

【人口（推計）】

平成 23 年 4 月 1 日現在人口　　47,825 人

平成 29 年 4 月 1 日現在推計人口　44,000 人（比較 △8.0%）

【定員管理指標（定員回帰指標）】 ※計算式の根拠は P.5 参照

① 一般市合併団体（人口５万人未満）

$7.^{2}\times44.^{000}+0.^{34}\times500+50+69$（公営企業等）≒ 606 人

② 一般市非合併団体（人口５万人未満）

$6.^{5}\times44.^{000}+0.^{26}\times500+50+69$（公営企業等）≒ 535 人

※本市は、上記①の該当団体でありますが、②の職員数を将来的な目標として見据え、本計画期間終期（平成 29 年 4 月 1 日現在）における職員数の目標を 550 人と設定します。

（参考：平成 23 年 4 月 1 日現在　能生事務所配置職員 24 人
青海事務所配置職員 15 人）

※ただし、定年延長等、新たな課題も出てきていることから、現状の制度のまま及び定年延長となった場合のそれぞれの目標達成年度を併記します。

(2) 職種別退職職員数

年度ごとの職種別の定年退職者数は、次のとおりです。

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
技 術 職	0	1	1	7	3	2	3
保健師･看護師等	0	0	1	0	0	1	1
保育士･幼稚園教諭	0	2	0	0	3	1	1
消 防 職	1	0	2	2	2	2	1
技能労務職	0	1	0	0	1	4	1
一般事務職･上記以外	8	5	7	8	15	7	7
合　　計	9	9	11	17	24	17	14

○参　考

公的年金支給開始年齢の引き上げに伴い、平成 23 年度の人事院勧告において「段階的な定年の引上げのための国家公務員法等の改正に関する意見の申し出」がなされました。

仮にこの内容が、地方公務員（本市職員）に適用された場合は、次のようになります。

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
技 術 職	0	1	－	1	7	－	3	2	－	3
保健師･看護師等	0	0	－	1	0	－	0	1	－	1
保育士･幼稚園教諭	0	2	－	0	0	－	3	1	－	1
消 防 職	1	0	－	2	2	－	2	2	－	1
技能労務職	0	1	－	0	0	－	1	4	－	1
一般事務職･上記以外	8	5	－	7	8	－	15	7	－	7
合　　計	9	9	－	11	17	－	24	17	－	14

※平成 25 年度から３年に１歳ずつ、段階的に定年を引き上げ、平成 37 年度に 65 歳定年とするものです。なお、具体的な内容は次のとおりです。

昭和 28 年度・29 年度生まれの職員　　61 歳定年退職
昭和 30 年度・31 年度生まれの職員　　62 歳定年退職
昭和 32 年度・33 年度生まれの職員　　63 歳定年退職
昭和 34 年度・35 年度生まれの職員　　64 歳定年退職
昭和 36 年度以降生まれの職員　　65 歳定年退職

(3) 目標職員数

a 案：退職職員対応型（定年延長未対応①） （単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	退職	採用
職　員　総　数	573	572	571	569	563	555	550	－	－
当年度退職者数	9	9	11	17	24	17	(14)	87	－
翌年度採用者数	8	8	9	11	16	12	－	－	64

※退職予定職員の職種や人数バランス等を考慮し、職員採用する場合の案です。
※目標値（550 人）を達成するため、平成 28 年度欄の翌年度採用者数欄を調整しています。

b 案：平準型（定年延長未対応②） （単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	退職	採用
職　員　総　数	573	572	572	572	567	555	550	－	－
当年度退職者数	9	9	11	17	24	17	(14)	87	－
翌年度採用者数	8	9	11	12	12	12	－	－	64

※職員数を平準化するため、550 人÷45 年≒12 人を目途として採用する場合の案です。
※平成 23 年度から 25 年度については、対前年度で職員増とならないよう調整しています。

○参　考

公的年金支給開始年齢の引き上げに伴い、平成 23 年度の人事院勧告において「段階的な定年の引上げのための国家公務員法等の改正に関する意見の申し出」がなされました。

この内容を本市職員に反映した場合は、次のようになります。

ｃ案：ｂ案を基本とした平準応型（定年延長対応①）　（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
職　員　総　数	573	572	572	583	584	579	591	579	574
当年度退職者数	9	9	0	11	17	0	24	17	0
翌年度採用者数	8	9	11	12	12	12	12	12	－

※職員数を平準化するため、550 人÷45 年≒12 人を目途として採用する場合の案です。
※平成 23 年度から 25 年度については、対前年度で職員増とならないよう調整しています。
※退職職員がいない年度があるため、平成 26 年度以降、しばらくの間、職員が増となります。

ｄ案：平準型（定年延長対応②）　（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
職　員　総　数	573	572	571	579	576	567	575	559	550
当年度退職者数	9	9	0	11	17	0	24	17	0
翌年度採用者数	8	8	8	8	8	8	8	8	－

※定年延長に伴い、ｂ案の 6 年間での採用予定職員数（64 人）を 8 年間で平準化し、64 人÷8 年＝8 人を目途として採用する場合の案です。
※一時的に増員となる年度がありますが、当初計画より 2 年遅れで目標達成します。
※この案では、平成 31 年度以降の計画見直しが必要となります。

(4) 臨時職員数の方針

臨時職員については、次の方針で進めます。

① 一般事務補助員については、一般事務職の退職に伴う欠員分の２分の１以内とします。

② 保健師・看護師等、保育士・幼稚園教諭、公民館職員、調理員・管理員等、施設受付等職員については、現状維持を原則としますが、サービス拡充等により増員対応する場合があります。

7　人件費推計

本適正化計画に基づく計画期間中の人件費削減額の見込みは次のとおりです。

（単位：千円）

	平成23年度決算見込み		平成29年度当初見込み		差　　引	
	職員(人)	金額（千円）	職員(人)	金額（千円）	職員(人)	金額（千円）
職　　員	573	3,854,571	550	3,699,850	▲23	▲154,721
常勤的非常勤職員	11	44,913	6	24,498	▲ 5	▲ 20,415
臨　時　職　員	273	627,900	286	657,800	13	29,900
合　　計	857	4,527,384	842	4,382,148	▲15	▲145,236

※計画期間中に1億4,523万円（▲3.21%）の人件費削減を見込みます。

※この人件費削減見込額については、給与の変動や、定年延長等の制度変更がないとの前提で算定しました。

※臨時職員については、これまでの経過を踏まえ、サービス拡充部門等で５%の増員を見込んで算定しました。

※パートや日雇い職員を含んでいないため、各年度の人件費総額とは一致しません。

8　計画の推進体制

(1)　庁内体制

市長を本部長とした「行政改革推進本部」において、計画の進行管理を行います。

(2)　外部委員会

本計画については、「糸魚川市行政改革推進委員会」において、推進状況の報告等を行います。

(3)　市議会との連携

本計画の推進状況等を市議会に定期的に報告し、ともに連携しながら、定員適正化の推進に努めます。